

保健所長 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ ）

申請者・届出者情報	郵便番号： -	電話番号： - -	FAX番号： - -	
	電子メールアドレス： shokuhin@ .jp	法人番号：		
	申請者・届出者住所 法人にあっては、所在地 東京都 市 町 丁目 番号			
(ふりがな) しょくひん たろう	(生年月日)			
申請者・届出者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎	昭和 年 月 日生			
営業施設情報	郵便番号： -	電話番号： - -	FAX番号： - -	
	電子メールアドレス： restaurant-taro@ .jp			
	施設の所在地 東京都 市 町 丁目 番号			
	(ふりがな) れすとらん たろう			
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎			
	(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類 食管・食監・調・製・米・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品 花子	受講した講習会 都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む)	講習会名称 協会	年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理品	自由記載			
自動販売機の型番	業態 洋食店			
HACCPの取組	引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設			
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
3				
担当者	(ふりがな) しょくひん じろう 担当者氏名 食品 次郎	電話番号 - -		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） 加糖粉乳 魚肉ハム 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） 調製粉乳 魚肉ソーセージ マーガリン 添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） 食肉製品 放射線照射食品 ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 水道水（ 水道水 専用水道 簡易専用水道 ） <input checked="" type="checkbox"/> 以外の飲用に適する水	自動車登録番号	自動車において調理をする営業の場合
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		
業種に応じた情報	ふぐの処理を行う施設		<input checked="" type="checkbox"/>
	(ふりがな) しよくひん たろう	認定番号等	県 第 号
添付書類	ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合 食品 太郎		
	④5 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨 ④6		
	(例)添加物次郎から営業を譲り受けました。(申請者による記載(加えて当該契約書等の写しの提示など))		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 ④7 年 月 日	④8 飲食店営業	④9
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
備考	4 年 月 日		
	④50		